

基本契約書

本基本契約書（「基本契約書」）は、3D Robotics, Inc.（「3DR」）と当初注文書に特定される顧客（「顧客」）との間で、当初注文書（以下に定義）の日付をもって発効し、顧客による一定の製品またはサービスの購入、リース、ライセンスまたはアクセスの条件を定める。

両当事者は、以下の通り合意する。

1. 特定用語の定義 下記の太字の用語は、以下の意味を有する。

「**関連会社**」とは、人または事業体に関して、直接・間接的を問わず、当該者または事業体を支配する、あるいは当該者または事業体によって支配される、もしくは当該者または事業体と共通の支配下にある他の人または事業体を意味する。本定義の解釈上、「**支配**」（ならびに相関的な意味で「**支配される**」および「**共通の支配下にある**」）とは、議決権付き証券の保有を通じてか、議決権もしくはコーポレート・ガバナンスに関連する契約によるか、またはその他によるかを問わず、当該者または事業体の経営または方針を指示する権限の直接・間接的な所有を意味する。

「**アプリケーション**」とは、3DR が提供するホステッド・ソフトウェア・アプリケーションを意味する。

「**認定再販業者**」とは、当該第三者が当該許可の範囲内で活動する場合に限り、本製品および本サービスを再販することを3DRにより許可された第三者を意味する。

「**顧客データ**」とは、Site Scan 契約で当該用語に与えられた意味を有する。

「**ドキュメンテーション**」とは、ソフトウェアまたはアプリケーションに関する取扱説明書、リリースノート、マニュアルまたはオンラインヘルプファイルを意味する。

「**ハードウェア**」とは、3DR が販売またはリースするドローンまたはその他のデータ収集ハードウェア製品を意味する。

「**ハードウェアリース契約書**」とは、別紙 D として本契約に添付されるハードウェアリース契約書を意味する。

「**ハードウェア購入契約書**」とは、別紙 C として本契約に添付されるハードウェア購入契約書を意味する。

「**注文書**」とは、(a) 顧客および3DR または認定再販業者のいずれかにより作成され、(b) 本基本契約で言及する製品またはサービスの注文書を意味する。

「**製品**」とは、アプリケーション、ドキュメンテーション、ハードウェアまたはソフトウェアを意味する。ただし、明確を期するために、製品には顧客データを含まないことを条件とする。

「**サービス**」とは、本製品に関して3DRが提供するサポートまたは保証サービスを意味する。

「**Site Scan 契約書**」とは、別紙 A として本契約に添付される Site Scan 契約書を

意味する。

「ソフトウェア」とは、3DR によりライセンス供与されるかまたはその他の手段で提供されるソフトウェア製品（アップデートを含む）を意味するが、アプリケーションは含まれない。

「第三者」とは、3DR、顧客またはそれぞれの関連会社以外の者または事業体を意味する。

「アップデート」とは、ソフトウェアの後継バージョン、拡張、修正または更新を意味する。

2. 注文書

- a. 両当事者は、最初の注文書（「当初注文書」）に署名し、随時、追加の注文書を作成することができる。
- b. 各注文書は、3DR が（該当する場合、認定再販業者を通じて）顧客に販売、リース、ライセンス供与または提供し、顧客が 3DR（該当する場合、認定再販業者）から購入、リースまたはライセンス付与（該当する場合）されるにあたり、当該注文書に明記される製品またはサービスを、当該注文書に明記される価格および他の条件で購入、リース、ライセンス供与（該当する場合）する拘束力のある義務を表すものとし、すべて本契約の条件に従うものとする。明確を期すため、すべての製品およびサービスの価格は、該当する注文書に明記されるとおりとする。

3. 付随契約

- a. 3DR の Site Scan™ソフトウェアまたはアプリケーションへのライセンスまたはアクセスを含む注文書（「Site Scan 注文書」）については、Site Scan 契約の条件が適用されるものとする。
- b. Site Scan 注文書に適用される範囲において、別紙 B（サクセスサービス）の条件が適用されるものとする。
- c. ハードウェアの購入を含む注文書については、ハードウェア購入契約の条件が適用されるものとする。
- d. ハードウェアのリースを含む注文書（「ハードウェアリース注文書」）については、ハードウェアリース契約の条件が適用されるものとする。
- e. 本第 3 条の前述の規定に従い適用される注文書および本基本契約の付属書（当該注文書および付属書、総称して「付随契約」）は、本基本契約に基づくすべての目的において、本基本契約の一部とみなされ、本基本契約を参照することによって本基本契約に組み込まれるものとする。本基本契約または付随契約における「本契約」への言及（または、「ここに」または「本契約に基づく」などの類似の言及）はすべて、すべての付随契約を含む本基本契約を意味するものとみなされる。付随契約に使用されているがそこでは定義されていない太字の用語は、本基本契約で定義されたそれぞれの意味を有するものとする。

4. 支払い、税金

- a. 本基本契約に基づく顧客によるすべての支払いは、該当する注文書に明記される期日に（または当該注文書に期日が明記されない場合、該当する請求書の受領をもって）支払われる。当該支払いはすべて、米ドル建てで、3DR が容認できる形式で支払われるものとし、（本基本契約に別段の明示の規定がある場合を除き）払戻し不能とする。本基本契約に基づき顧客から支払われる金額のうち、支払期日までに支払われないものには、当該注文書に定める期日経過利率（当該注文書に期日経過利率が記載されていない場合、(i) 年 10%、および (ii) 適用される法律に基づき許容される最高利率のいずれか低い利率）が課されるものとする。
- b. 顧客は、3DR の所得に基づく税金を除き、本基本契約に基づいて顧客が行った支払いに関して適用法に基づき発生する売上税、付加価値税またはその他の類似の税金に責任を負う。
- c. 本第 4 条の上記規定にもかかわらず、顧客が（適宜）認定再販業者から製品またはサービスを購入、リースまたはライセンス付与される場合、顧客の支払義務は、注文書または顧客と当該認定再販業者間で締結した他の適用契約に定めるとおりとする。

5. 顧客の義務

- a. 製品もしくはサービスの使用または本契約に基づくその他の活動に関し、顧客は、米国連邦航空局または米国以外の法域の類似の規制機関の適用規則を含め、政府当局のすべての適用法令、規則および規制を遵守する。顧客は、日本の航空法及び日本において適用されるすべての無人航空機に関する適用法令、規則および規制に基づき、無人航空機を飛行させる際には必要な許認可を取得し、飛行ルールを遵守する。
- b. 顧客は下記を行わないものとする。
 - i. 製品またはサービスの使用にあたり、3DR サーバーもしくは 3DR サーバーに接続されたネットワークを損傷、無効、過負荷もしくは損なうこと、または、第三者による製品もしくはサービスの使用もしくは第三者へ製品もしくはサービスを提供する 3DR の能力を妨げることが合理的に予想される方法で使用する。
 - ii. 製品またはサービス、もしくはそれらに関する資料または情報への無断アクセスを試みる。
 - iii. 製品に関する技術情報の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその他ソースコードもしくはアルゴリズムを抽出しようと試みる、またはその対処。
 - iv. 本基本契約に基づき顧客にライセンスされ、リースされ、またはアクセスされた製品を、当該ライセンス、リース、アクセス権、または適用される使用限度の範囲を超える方法で使用する。
 - v. 製品またはサービスに関連して、文書、画像、写真、ソフトウェア、デー

タ、または知的財産法で保護されるその他の資料（またはプライバシー、パブリシティ、またはその他の類似の人格権もしくは財産権）を含むコンテンツを提出、アップロードまたは送信すること。ただし、顧客が（所有権またはその他により）当該コンテンツを提出、アップロードまたは送信し、本契約に定める当該コンテンツに関する権利を3DRに付与するのに必要なすべての権利を有する場合を除く。ただし、いずれの場合においても、第三者の権利を侵害してはならない。

- vi. 製品またはサービスに関連して、ウイルス、スパイウェア、ルートキット、トロイの木馬、ワーム、マルウェアまたはその他の破壊的特徴を含むファイルを提供、アップロードまたは送信すること。
 - vii. 電子メールアドレス、ユーザー名またはその他のデータを含め、製品またはサービスの第三者ユーザーに関する情報を取得またはその他の方法で収集を試みること。
 - viii. 本基本契約により明示的に許可される場合を除き、製品に基づく派生物をコピー、頒布、履行、展示または作成すること。
 - ix. 製品またはサービスに関連する性能またはベンチマークテストまたは分析を公表すること。
 - x. 製品またはサービスに関連して使用される第三者の製品またはサービスに関するライセンス、サービス条件または類似の契約に違反すること。
- c. 顧客は、その従業員および代理人（認定ユーザー（Site Scan 契約に定義される）を含む）が本契約に基づいて顧客に適用される使用、秘密保持または類似の事項に関する制限を遵守することを保証する。

6. 秘密保持

- a. **制限** いずれの当事者（「受領当事者」）も、(i) 本契約に基づく受領当事者の権利の行使または受領当事者の義務の履行のために当該秘密情報を知る必要があり、かつ (ii) 本契約に定める秘密保持義務と同程度の厳格な秘密保持義務により受領当事者に拘束される受領当事者の従業員および代理人以外の者に、相手方当事者の秘密情報を開示しないものとする。受領当事者は、合理的な程度の保護はもちろん、自己の秘密情報を保護するために用いるのと同程度の保護を行なうことにより、開示当事者の秘密情報の無断使用または開示から保護するものとする。受領当事者は、本契約に基づく受領当事者の権利の行使または受領当事者の義務の履行に関連して、またはその他本契約の条件により許可される場合を除き、開示当事者の秘密情報を使用しないものとする。本契約にこれに反する規定がある場合でも、(x) 受領当事者は、開示当事者に事前の書面による通知を行った上で、適切な管轄権を有する裁判所もしくはその他の政府当局の命令に従うために要求される範囲または適用法に基づき開示が要求される範囲において、開示当事者の秘密情報を開示することができる。ただし、合法的に許される範囲において、受領当事者は、当該要求に関する合理的な通知および当該要求に異議を申し立てる合理的な機会を開示当事者に提供し、(y) 受領当事者は、開示当事者が書面で許可する範囲において、開示当事者の秘密情報を使用および開示することができる（また、(y) の解釈上、受領当事者は、受領当事者の従業員または代理人の書面による許可に依拠す

る権利を有するものとする)。

- b. **定義** 開示当事者の「秘密情報」とは、本契約に基づきまたは関連して開示当事者が受領当事者に開示する秘密または専有情報またはデータを意味する。ただし、開示当事者の秘密情報が、(i) 本契約に基づく開示の時点で公知であったこと、(ii) 本契約に基づく開示後、受領当事者の過失によることなく公知となったこと、(iii) 本契約に基づく開示の時点で受領当事者がそれ以上の使用または開示を制限する義務を負うことなく合法的に保有していたこと、(iv) さらなる使用または開示を制限する義務を負うことなく受領当事者に当該情報を開示する合法的権利を有する第三者から受領したこと、または (v) 開示当事者の秘密情報を参照することなく受領当事者が独自に開発したことを、受領当事者が証明できる特定の情報を含まないものとする。
- 明確を期するために、上記第 (i) 号から第 (v) 号に記載される除外事項を前提として、(x) 製品は、3DR の秘密情報と見なされ、(y) 顧客データは、顧客の秘密情報と見なされる。

7. 表明、免責事項

- a. **表明** 各当事者は、他方当事者に対し、以下の事項を表明し、保証する。
- i. 各当事者は、(x) 設立法域の法律に基づき適法に設立され、良好な状態にあり、(y) 本契約を締結し、本契約に基づくかかる義務を履行する権能、権限および法的権利を有し、(z) 本契約の締結および交付ならびに本契約に基づくかかる義務の履行を許可するために必要なすべての措置を講じる。
- ii. 本契約は、当該当事者のために正式に締結および交付され、当該当事者の合法的、有効かつ拘束力のある義務を構成し、債権者の権利の行使に影響を及ぼす一般的適用に関する破産法、支払不能に係る法またはその他の同様の法律および衡平法上の一般原則の効果を前提として、かかる条件に基づき当該当事者に対して強制力がある。
- iii. 当該当事者による本契約の締結、交付および履行は、(x) 当該当事者が拘束される、または拘束されることになる口頭または書面のその他の合意または了解に抵触せず、または (y) 適用法に違反しないものとする。
- b. **免責事項** 本契約に明示的に定める場合を除き、法律で認められる最大限の範囲において、3DR およびその関連会社、供給業者およびライセンサーは、通信、取引、その他の手続きの過程における口頭、法定、明示、黙示を問わず、権原、商品性、非侵害性または特定目的適合性に関する保証を含め、あらゆる種類の表明または保証をするものではなく、またこれに関連して提供される製品、サービス、または情報がいかなる条件・目的においても誤りがなく、中断なく機能し、その完全性、正確性、安全性、有益性を表明または保証するものではなく、ここに否認する。本契約に明示の規定がある場合を除き、3DR は、第三者の製品またはサービスが履行もしくは不履行、または第三者に起因する危害につき、顧客に対して責任を負わないものとする。

8. 補償、保険

- a. 3DRによる補償 3DR は、下記に起因する第三者請求に関して顧客の被補償者が被るすべての債務、罰金、損失、費用および経費（弁護士費用を含む）（「損失」）につき、顧客、その関連会社、ならびにその役員、従業員および代理人（「顧客の被補償者」）を補償し、防御し、免責するものとする。(i) 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づく 3DR の表明、保証または義務の重大な違反、(ii) 3DR またはその従業員もしくは代理人の重大な過失または故意の不法行為、または (iii) 製品またはサービス（製品またはサービスに使用されている第三者のコンポーネント、あるいは製品またはサービスに関連して使用される第三者の製品またはサービスを除く）あるいは製品またはサービスの意図された目的のために、本契約の条件に基づいて、顧客によるその使用が第三者の知的財産権を侵害しまたは不正使用したというクレーム。ただし、第 8.b 条に定める事項に起因する当該損失に関する責任は、各当事者に起因する過失の程度に応じて割り当てられるものとする。
- b. 顧客による補償 顧客は、下記に起因する第三者請求に関連して 3DR の被補償者が被るすべての損失につき、3DR、その関連会社、ならびにその役員、従業員および代理人（「3DR の被補償者」）を補償し、防御し、免責するものとする。(i) 本契約に基づく顧客の表明、保証または義務の重大な違反、(ii) 顧客またはその従業員もしくは代理人の重大な過失または故意の不正行為、(iii) 顧客によるもしくは顧客に代わっての製品もしくはサービス、またはその結果もしくはアウトプット（顧客データを含む）の使用、または (iv) Site Scan 契約に基づいて 3DR に付与された権利に基づく顧客データもしくは 3DR によるその使用が第三者の知的財産権を侵害しまたは不正使用したというクレーム。ただし、第 8.a 条に定める事項に起因する当該損失に対する責任は、各当事者に起因する過失の程度に応じて両当事者間で割り当てられる。
- c. 免責手続き 当事者またはその関連する者もしくは事業体に関する第 8.a 条または第 8.b 条に基づく補償請求は、当該当事者（「被補償者」）が第 8.c 条に基づき主張するものとする。被補償者は、当該補償請求の原因となった第三者請求に関する書面の通知を速やかに相手方当事者（「賠償者」）に提出し、すべての関連文書を賠償者に送付するものとする。賠償者にその旨を通知しない場合であっても、賠償者は、本契約に基づく義務から免除されないものとする。ただし、賠償者が当該不履行に起因する損害または不利益を証明することができる場合はこの限りではない。賠償者がその補償義務を文書で確認する場合、賠償者は、自己の費用負担で、かかる事案を防御する。ただし、被補償者は、それに関する手続きまたは和解協議において、自己の費用負担で、弁護士に代理させる権利を留保する。賠償者は、本契約に基づく補償義務に基づいて、被補償者の文書による同意なしに、クレームを解決することができる。ただし、当該解決には、(i) 被補償者またはその適用される関連者もしくは事業体に対して係争中のすべての補償クレームの解除が含まれ、(ii) 被補償者またはその適用される関連者もしくは事業体による責任または不正の承認が含まれておらず、また (iii) 侵害品目の使用を中止する義務以外の被補償者またはその適用される関連者もしくは事業体に義務を課さない場合に限る。
- d. 侵害に対する訴訟 第 8.a 条に基づく 3DR の義務を制限することなく、3DR が、製品もしくはサービスまたは本契約の条件に基づく顧客による使用が、第三者の知的財産権を侵害または不正使用すると判断した場合、3DR は、その裁量により、顧客の費用負担なく、(i) 第三者の知的財産権を侵害または不正使用することがなくなるように、該当する製品またはサービスを変更し、(ii) 該当する製

品またはサービスを顧客が継続して使用するライセンスを取得し、または (iii) 顧客に 30 日前に書面で通知することにより、該当する製品またはサービスに関する顧客のリース、ライセンス、アクセス権または使用权を終了し、それに関して顧客が支払った料金の比例配分を顧客に払い戻すことができる。

- e. **保険** 本契約期間中、3DR および顧客はそれぞれ、本契約に基づくそれぞれの活動を対象とする、類似の事業に関して通常かつ慣習的な種類の賠償責任保険を維持する。

9. 責任の制限

- a. **損害の種類** 第 9.c 条に従い、法律で認められる最大限の範囲において、いずれの当事者も、(I) 間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、または懲罰的損害、(II) 利益、収益もしくはデータの損失、または (III) 本契約に基づくか本契約に関連するか否かを問わず、またかかる損害の可能性または発生の有無にかかわらず、相手方当事者に対して責任を負わないものとする。
- b. **損害額** 第 9.c 条に従い、法律で認められる最大限の範囲において、いずれの当事者も、本契約に基づくまたは本契約に関連する申立てに関して、相手方当事者に対する全責任は、当該申立てが生じた事象の発生前の 12 ヶ月間に、本契約に基づき顧客が製品またはサービスに対して支払った金額を上回らないものとする。
- c. **除外** 第 9.a 条および第 9.b 条に定める制限は、下記には適用されないものとする。(i) 当事者またはその従業員もしくは代理人の重大な過失または故意の不法行為、(ii) 本契約に基づく秘密保持義務の当事者による意図的もしくは無謀な違反、(iii) 顧客による注文書に基づく支払義務の不履行、または (iv) 第 8 条に基づく当事者の補償義務。ただし、第 9.b 条に記載される制限は、第 8.a 条 (i) および (iii) に基づく 3DR の補償義務に適用されるものとする。
- d. **取引の基礎** これらの責任の制限は、限定的救済の本質的な目的が達成されない場合であっても、適用されるものとする。両当事者は、価格が設定され、本契約がこれらの責任の限定に信頼を置いて締結されたこと、および当該制限のすべてが両当事者間の取引の本質的基礎を構成することを確認する。

10. 契約期間、終了

- a. **期間** 本契約の期間は、当初注文書の日付に始まり、第 10.b 条に従って早期に終了されない限り、サブスクリプション期間 (Site Scan 契約に定義) の満了 (延長なし) (または、Site Scan 注文書がない場合は、当初注文書の日最初の応当日) に満了する。
- b. **終了** いずれの当事者も、相手方当事者が本契約の重大な違反を犯し、違反当事者が非違反当事者からの当該違反に関する書面による通知後 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合、本契約を終了することができる。ただし、Site Scan 契約の第 4 条、ハードウェア購入契約の第 3 条に記載の保証またはハードウェアリース契約の第 6 条に記載の保証に対する 3DR による違反は、3DR がその条件に従い当該違反に対する適切な救済を提供する義務に実質的に違反しない限り、顧客による本契約の終了の根拠とはならないものとする。

- c. 存続 本基本契約の第 3.e 条、第 4 条（終了または満了前に発生した金額について）、第 5 条から第 9 条まで、第 10.c 条および第 11 条、ならびに存続することが明示的に規定された付随契約の条項は、本契約の終了または満了後も存続するものとする。本契約の終了または満了は、かかる終了または満了の前に発生した権利もしくは義務、または相手方当事者による本契約の違反に対して当該当事者が利用できるその他の権利もしくは救済に影響を及ぼさないものとする。

11. 総則

- a. 不可抗力 本契約に基づくいずれかの当事者の責任または義務（支払うべき金銭を除く）の履行の遅延は、当該遅延が当該当事者の支配を超える労働争議、材料不足、火災、地震、洪水またはその他類似の事態に起因する場合、本契約の違反とはみなされないものとする。ただし、当該当事者は、状況に応じて、当該遅延の原因を相手方当事者に通知し、可及的速やかに履行を再開するために合理的な努力を払うことを条件とする。
- b. 広報：マーケティングの禁止 いずれの当事者も、相手方当事者の事前の文書による同意なしに、相手方当事者、その関連会社、その供給業者またはそれぞれの株主のロゴ、ブランド、商標、サービスマークまたは名前を、ウェブサイト、広報、マーケティング資料、その他の資料（本契約に基づく権利の行使または義務を履行するために必要な場合にのみ内部的に使用される資料を除く）に使用しないものとする。
- c. 輸出規制 第 5.a 条を制限することなく、顧客は、米国法、および顧客が当該製品またはサービスを取得した日本を含む法域の法律、その他の適用法により認められる場合を除き、製品またはサービスを使用、輸出、輸入または譲渡してはならない。これに限定することなく、顧客は、特に (i) 米国及び日本の禁輸国に、または (ii) 米国財務省の特別指定国民リストもしくは米国商務省の拒否個人団体リストに記載された対象者に対して、製品またはサービスを輸出または再輸出してはならない。製品またはサービスを使用することにより、顧客は、(x) 米国及び日本政府の禁輸措置の対象となる国または米国政府により「テロリスト支援」国家として指定された国に所在しておらず、また (y) 禁止当事者または制限当事者の米国及び日本政府のリストに記載されていないことを表明し、保証する。顧客はまた、ミサイル、核兵器、化学兵器または生物兵器の開発、設計、製造または生産を含む、米国法及び日本法により禁止されているいかなる目的のためにも、製品またはサービスを使用しないものとする。顧客は、製品およびサービスが米国及び日本の輸出管理に関する法律および規制の対象であることを認識し、同意する。また、顧客は、日本の外国為替及び外国貿易法、および関連法規を含むこれらすべての法律および規制を遵守するものとし、かかる法律および規制に従う場合を除き、いかなる国に対しても、直接的または間接的に、いかなる 3DR 製品、サービスまたは技術を輸出し、再輸出し、または、移転しないものとする。
- d. 汚職防止慣行の遵守 顧客は、顧客およびその関連会社が、直接・間接的を問わず、いかなる政府の役人または職員に対しても、提供される合法的なサービスと引き換えに、金銭を支払わない、支払うことを約束しない、または、何らかの価値あるものを支払う、もしくは授与しないことを、3DR に対して表明し、保証する。
- e. 個人情報保護に関する法令順守 いずれの当事者も、日本の個人情報の保護に

関する法律及び日本において適用されるすべての個人情報保護に関する法令を遵守するものとする。

- f. **完全合意** 本契約は、本契約において企図される主題に関する両当事者間の完全合意であり、それらに関するすべての従前の交渉および口頭の合意に取って代わる。本基本契約の条項と付随契約の条項との間に矛盾が生じた場合、(i) 当該付随契約の適用条項が支配することを当該付随契約の適用条項が明確に定めている場合、当該付随契約の適用条項が支配し、(ii) 当該付随契約の適用条項が当該付随契約の適用条項を支配することを明確に定めていない場合、本基本契約の適用条項が支配する。
- g. **修正および権利放棄** 付随契約の適用に関する第3条に基づいて、本契約は、両当事者が署名を付した文書による場合を除き、変更することはできない。ただし、注文書に定める範囲において、本契約は、当該注文書の日付をもって、3DR のウェブサイトに掲載される 3DR の標準基本契約のその時点で最新版を反映するために、修正されかつ再記載される。本契約に基づくいかなる権利も、放棄当事者が署名する文書による場合を除き、放棄することはできない。本契約のいずれかの条項の権利放棄または不履行は、他の条項または他の機会の当該条項の権利放棄とはみなされないものとする。
- g. **準拠法** 本契約は、抵触法の規定にかかわらず、カリフォルニア州法に準拠し、同法に従って解釈される。国際物品売買契約に関する国連条約は、本契約に適用されないものとする。
- i. **紛争解決** 両当事者は、仲裁手続きの開始に先立ち、誠意を持って協議することにより、本契約に起因または関連する紛争、請求または論争（それぞれを「紛争」という）を解決するよう試みるものとする。かかる誠実な交渉が相互に合意した解決につながらない場合、紛争は、JAMS がその包括的仲裁規則および手続きに従って管理する仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁は、カリフォルニア州サンフランシスコで行われるものとする。すべての提出物および審問は、英語で行われるものとし、仲裁委員会メンバーは、英語が堪能であるものとする。仲裁裁判所のすべての手続きおよび決定は、各当事者の秘密情報とみなされるものとする。裁判所は、暫定的か最終的かを問わず、差止救済を含む適当と認める救済又は救済を付与する権限を有するものとし、また、裁判所により命じられる措置は、適用法により認められる範囲において、当該措置の主題に関する最終的な裁定とみなすことができ、かつ、当該措置自体が執行可能である。いずれの当事者も、本規定に基づく仲裁を強制するために、または仲裁判断を執行するために、裁判所に訴訟を提起することができるが、それ以外の場合、いずれの当事者も、紛争に関して、訴訟を提起しないものとする。ただし、いずれの当事者も、適用される義務の違反を防止するために、適格な管轄権を有する裁判所に対し、いつでも、暫定措置（保全命令または仮差止命令など）を求めることができる。
- j. **可分性** 可能な限り、本契約の各条項は、適用法に基づき有効かつ正当であると解釈されるものとするが、いずれかの条項が無効、違法または実施不能であると判明した場合、当該条項またはその一部は、かかる無効、違法または実施不能の条項にできるだけ近い意図的および経済的効果をもって、当該条項を合法的、有効かつ実施可能にするために必要な最小限の範囲に修正されるものとする。条項を合法的、有効かつ強制可能にするために修正できない場合、当該条項は、本契約の残余の部

分から分離され、無視されるものとする。いずれかの条項の無効性、違法性または実施不能性は、本契約のその他の条項の有効性、合法性または実施可能性に影響を及ぼさないものとする。前記の一般性に制限を設けることなく、顧客は、本契約に基づく保証の制限が実施不能であったとしても、第 9 条が有効に存続することに同意する。

- k. **譲渡** いずれの当事者も、相手方当事者の明示の文書による同意なしに、本契約または本契約に基づくその権利もしくは義務を譲渡することはできない。ただし、3DR は、かかる同意なしに、(i) ホスティングサービスに関して製品およびサービスを提供するために、その下請業者を使用して (Amazon Web Services (または他の同様に信頼できるプロバイダー) を含む)、および (ii) 本契約ならびに本契約に基づくすべての権利および義務を 3DR の関連会社、または本契約に関連する 3DR の購入者もしくは 3DR の事業者 (合併、資産買収、その他によるかを問わず) に譲渡することができる。前文に違反して譲渡を試みた場合、その譲渡は無効とする。上記を前提として、本契約に基づく両当事者の権利および義務はすべて、継承者および許可された譲受人を拘束し、それらの利益のために効力を生じるものとする。
- l. **独立した契約者** 本契約の両当事者は、独立した契約者であり、本契約は、両当事者間のパートナーシップ、合併事業、雇用、フランチャイズまたは代理店の関係を確立しないものとする。いずれの当事者も、相手方当事者の事前の文書による同意なしに、相手方当事者を拘束しまたは相手方当事者に代わって義務を負う権限を有さないものとする。
- m. **通知** 本契約に基づき一方の当事者から他方の当事者に提供されることが要求または許可される通知は、書面でなされ、それによって提供され、提供されたものとみなされるものとする。(i) 直接手渡しされる場合、(ii) 郵便料金前払いで、配達証明付き書留郵便または配達証明郵便で郵送される場合、郵送の翌 3 営業日目、(iii) 全国的に認知された翌日配達便で配達される場合、翌営業日、または (iv) ファクシミリまたは電子メールで送付される場合、送信確認と同時に、各々、最新の注文書に記載された当事者の住所宛。各当事者は、本項に従い相手方当事者に変更を書面で通知することにより、通知用住所を変更することができる。
- n. **救済策** 本契約に別段の明示の規定がある場合を除き、本契約に記載される救済は、累積的である。秘密保持に関する義務または知的財産の所有権または使用制限に関する本契約の条項に対する一方の当事者の違反または違反の恐れがある場合、他方の当事者は、保証金の支払いまたは実際の損害の証明を要求することなく、本契約または法律に基づき有するその他救済策に追加して、衡平法上の救済を求め権利を有するものとする。
- o. **副本** 注文書は、何部でも作成することができ、各部を原本とみなすが、そのすべてを併せて 1 個の証書を構成するものとする。注文書は、電子署名により作成することができ、当該署名は、あたかも原署名であるかのごとく、本契約の各当事者を拘束するものとみなされるものとする。
- p. **英語** 本契約に基づく通信、またはこれに関連するその他すべての通信は、英語で行われるものとする。
- q. **解釈** 文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本契約において使用される場合、単数は複数を含み、複数は単数を含み、性別の使用は、すべての性別に適用される

ものとし、「または」という用語は、包括的な意味（および／または）で使用される。本契約の表題は、参照の便宜上のものに過ぎず、本契約の範囲もしくは意図または本契約に含まれる規定の意図を一切定義、説明、拡張または制限するものではない。用語「含む」は、当該用語の前または後の記述の一般性を制限することなく、「含む」を意味する。本契約の言語は、両当事者が相互に選択した言語とみなされるものとし、厳格解釈の原則は、いずれの当事者にも適用されないものとする。

別紙 A

Site Scan 契約書

特定のドローンまたはその他のデータキャプチャ製品（「データキャプチャ製品」）は、写真、ビデオ、センサー、オーディオまたはその他のデータ（「生データ」）を記録するために使用することができる。

3DR は、データキャプチャ製品のオペレーターがコースおよびデータ収集のパラメータと計画を設定し、生データを記録することを許可する Site Scan™ のブランド名のソフトウェアを提供する。生データは、コンピュータまたはモバイル機器（例えば、iPad）およびデータキャプチャにインストールされることを意図している（「Site Scan ソフトウェア」）。

3DR はまた、顧客の要求に応じて、生データの特定の拡張バージョンおよび派生物（「拡張データ」）を作成することができ、かかる拡張データを特定の第三者ソフトウェアアプリケーション（当該 3DR ホステッド・アプリケーションである「Site Scan アプリケーション」）に直接出力することができる Site Scan™ のブランド名のホステッド・アプリケーションを提供する。

適用される Site Scan 注文書に従って、顧客は 3DR から購入することに同意しており、3DR は、本契約の条件に従って Site Scan ソフトウェアおよび Site Scan アプリケーションの使用を可能にするために、Site Scan 注文書に明記されるサブスクリプションの数および種類を対象とする一定のライセンスおよびその他の権利を顧客に提供することに同意している。

1. ソフトウェアおよびアプリケーション、制限

1.1 ソフトウェア

(a) 本契約の条件に基づき、3DR は、顧客に対して、専ら顧客またはその関連会社の社内業務目的のために（所有権などにより）顧客が管理する 1 つ以上のモバイル機器またはコンピュータおよび単一のデータキャプチャ製品に Site Scan ソフトウェアをダウンロードして使用するための限定的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能、取消不能ライセンス（適用される Site Scan 注文書に基づき）を（本契約に基づき解除されない限り）各認定ユーザー（以下に定義）に供与する。

(b) 3DR は、電子転送またはダウンロードアクセスにより Site Scan ソフトウェアを顧客に引き渡す（また明確にするために、3DR は、Site Scan ソフトウェアを含む有形媒体を顧客に引き渡す義務を負わない）。3DR は、各認定ユーザーに対し、当該認定ユーザーが Site Scan ソフトウェアを起動できるように、独自のパスワードを提供するものとする。

1.2 アプリケーション

(a) 本契約の条件に基づき、3DR は、ここに、顧客に対して、各認定ユーザーが顧客またはその関連会社自身の社内業務目的のためにのみ Site Scan アプリケーションにアクセスし、使用する、限定的、非独占的、譲渡不能、取消不能、有償（Site Scan 注文書に規定）の権利を（本契約に基づき解除されない限り）サブスクリプション期間中、付与する。

(b) サブスクリプション期間中、3DR は、顧客が対象の生データの提出から 7 日以内に、Site Scan アプリケーションを通じて顧客が要求する拡張データを作成し、顧客に戻すために商業的に合理的な努力を払うものとする。顧客は、(i) Site Scan アプリケーションが、一定の種類生データ上で特定の種類のタスクのみを実行するように設計されており、また顧客が要求するすべてのタスクを実行できない可能性があること、(ii) Site Scan アプリケーションが、そのタスクを実行するために第三者のソフトウェアアプリケーションを使用すること、およびかかる第三者のソフトウェアアプリケーションの実行におけるエラーまたは遅延に起因する Site Scan アプリケーションの実行におけるエラーまたは遅延が、3DR の制御の範囲を超えている可能性があること、ならびに (iii) 第 1.2 (b) 条に基づく 3DR の義務は、Site Scan アプリケーションが 3DR に当該第三者のソフトウェアアプリケーションの実行におけるエラーまたは遅延により 3DR がそれを行うことが妨げられる場合、Site Scan アプリケーションが何らかのタスクを実行または一定期間実行することを要求するものと解釈されないことを確認し、それに同意する。

1.3 ドキュメンテーション 本契約の条件に基づき、3DR は、顧客による Site Scan ソフトウェアおよび Site Scan アプリケーションの使用に関連して合理的に必要な場合、サブスクリプション期間中、Site Scan ソフトウェアおよび Site Scan アプリケーションに関する文書にアクセスし、使用する権利を顧客に付与する。

1.4 アップデート 顧客は、(a) Site Scan ソフトウェア、Site Scan アプリケーション、および Site Scan ソフトウェアおよび Site Scan アプリケーションに関するサービスおよび文書（「Site Scan プロパティ」と総称する）が常に新しくなっていくこと、(b) 3DR は、顧客に事前の通知を付与するか否かを問わず、Site Scan プロパティをアップデートすることができること、(c) Site Scan プロパティの使用を継続するために、顧客は、3DR より提供される Site Scan プロパティに対するアップデートの受け入れを要求されることがあること、および (d) 顧客は、Site Scan プロパティに当該第三者製品またはサービスの使用を継続するために一定の第三者製品またはサービスを随時アップデートすることを要求されることがあること、また場合によっては、Site Scan プロパティが特定の第三者製品またはサービスとの互換性を失うことがあることを確認しかつそれに同意する。前記に制限を設けることなく、サブスクリプション期間中、3DR は、3DR の他の Site Scan 顧客が一般的に利用できるようにした Site Scan プロパティのアップデートを、当該アップデートが一般的に他の顧客に提供されるのと同じ形式および時期に、顧客に提供するものとする。ただし、上記にかかわらず、Site Scan 契約の第 4 条に基づいて、3DR は、Site Scan プロパティに対するアップデートを開発しまたは顧客に提供し、または Site Scan プロパティと第三者製品もしくはサービスとの互換性を確保する義務を負わない（前文に規定される場合を除く）。

1.5 認定ユーザー

(a) 「認定ユーザー」とは、Site Scan 契約の第 1.1 条または第 1.2 条に基づいて 3DR により付与されたライセンス、アクセスおよび使用権に基づいて、場合に応じて、Site Scan ソフトウェアまたは Site Scan アプリケーションを使用するために顧客により指定された個人を意味する。いずれの期間中も、Site Scan ソフトウェアまたは Site Scan アプリケーションの認定ユーザー数は、適宜、当該期間中に顧客が購入した Site Scan ソフトウェアまたは Site Scan アプリケーションのサブスクリプション数を超えないものとする。

(b) 顧客は認定ユーザーを特定し、3DRに登録する目的で、3DRの該当する方針を遵守するものとする。

(c) 顧客は、認定ユーザーが Site Scan プロパティのログイン認証情報を他の者と共有しないこと、またはその他の者がログイン認証情報に基づいて Site Scan プロパティにアクセスまたは使用することを許可しないことを保証する。(i) 認定ユーザーに指定された個人が、適宜、Site Scan ソフトウェアまたは Site Scan アプリケーションのすべてのアクセスおよび使用を恒久的に中止し、(ii) 顧客が再譲渡を実行する目的で 3DR の適用方針を遵守しない限り、認定ユーザーの特権を再譲渡することはできない。

1.6 **明確化** 明確を期すために、顧客は、本契約に基づいて、Site Scan プロパティを構成し、組み込み、または使用する製品またはサービスをいかなる第三者にも販売、ライセンス供与、その他提供する権利を一切有さない。

2. **データセキュリティ** 3DR 及び顧客は、本契約に基づき顧客が 3DR に提供した生データ、および 3DR が本契約に基づき顧客のために作成した拡張データ（当該生データおよび拡張データ、総称して「顧客データ」）の収集、アクセス、使用、保管、処分および開示に関連する個人情報、プライバシーおよびデータセキュリティに関する適用法令、規則、規制および指令を順守するものとする。これには、個人の識別が可能な情報である顧客データも含まれる。

3. **所有権、顧客データに対する限定的ライセンス**

3.1 **Site Scan プロパティ** 顧客は、本契約に基づき顧客に付与される権利およびライセンスに基づいて、3DR が Site Scan プロパティに関わるすべての権利、権原および権益を所有することを両当事者間で確認し、それに同意する。顧客は、Site Scan プロパティに組み込まれ、またはそれに添付される著作権、商標、サービスマーク、その他所有権の告知（3DR またはその供給業者もしくはライセンサーのいずれのものであるかを問わない）を除去、変更または覆い隠してはならない。

3.2 **顧客データ** 3DR は、本契約に基づき 3DR に付与される権利およびライセンスに基づき、顧客が顧客データに関するすべての権利、権原および権益を所有することを両当事者間で確認し、それに同意する。顧客は、ここに、3DR に、(a) 限定的、非独占的、譲渡不能（本契約に基づく 3DR の権利または義務の許可された譲渡に関連する場合を除く）、サブライセンス可能（専ら、その適用される文書に従って Site Scan アプリケーションを操作するために要求される範囲内）、世界的、ロイヤルティ無償の権利およびライセンス（これに基づく派生著作物のコピー、配布、実行、表示および作成を含む）、ならびに (b) 非独占的、譲渡不能（本契約に基づく 3DR の権利または義務の許可された譲渡に関連する場合を除く）、サブライセンス不能、永久的、取消不能、世界的、ロイヤルティ無償の権利およびライセンス（コピー、配布、実行、表示および作成を含む）を許諾する。顧客データ（個人を特定できる情報を除く）ならびに顧客によりまたは顧客に代わって 3DR に提供される Site Scan プロパティに関する提案またはその他のフィードバックに基づいて、それぞれ、Site Scan プロパティの性能、信頼性および能力を評価しかつ改善する 3DR の内部目的のために、派生物を表示および作成することを許諾する。

4. **限定保証** 3DR は、顧客に対して、Site Scan ソフトウェアおよび Site Scan アプリケーションが、サブスクリプション期間中、エラーなしで動作することを保証する。上記保証の違反について、顧客が書面で 3DR に通知した場合のみ、3DR は、当該違反に対

する顧客の唯一かつ排他的な救済として、Site Scan 注文書に従い適用される範囲において、基本契約の別紙 B（サクセスサービス）に記載のサポートを提供するものとする。本契約の目的上、「エラー」とは、Site Scan ソフトウェアまたは Site Scan アプリケーションがその適用される文書に実質的に準拠しなかった再現可能な不具合を意味するものとする。明確を期すため、3DR は、第 4 条に定める保証の違反から生じる第三者請求に関して、基本契約第 8.a (i) 条に基づく義務を負わないものとする。

5. サブスクリプション期間、終了

5.1 サブスクリプション期間 「サブスクリプション期間」とは、Site Scan 注文書に明記されているサブスクリプション期間を意味する（または、Site Scan 注文書にサブスクリプション条件が指定されていない場合は、Site Scan 注文書の日付から始まる 12 ヶ月の期間）。ただし、Site Scan 契約の第 5.2 条に基づいて、サブスクリプション期間をさらに延長することができる。

5.2 契約更新 3DR（または認定再販業者）は、サブスクリプション期間の満了予定日の 30 日前までに、当初のサブスクリプション期間の長さに相当する追加期間、または 12 ヶ月のいずれか短い方の期間（または両当事者が合意する他の追加期間）にサブスクリプション期間を延長するための価格設定、その他の適用条件に関する書面通知（「更新通知」）を顧客に提出するものとする。更新通知は、顧客が予定された満了前に 3DR（または認定再販業者）に更新拒否の書面による通知を行わない限り、顧客により受諾されたものとみなされるものとする。顧客が更新通知を受諾（または受諾とみなされる）した時点で、(a) サブスクリプション期間は、該当する追加期間の間、延長されるものとし、(b) 更新通知は、本契約に基づくあらゆる目的において、注文書とみなされるものとする。

5.3 契約終了の効果 本契約の終了またはサブスクリプション期間の満了（延長なし）後 30 日間、顧客は、そこに保管されている顧客データをダウンロードする目的に限り、Site Scan アプリケーションにアクセスし続けるものとする。かかる 30 日間の後、3DR は、顧客の Site Scan アプリケーションへのさらなるアクセスを拒否することができる。かかる 30 日間に顧客より文書で要求された場合、3DR は、当該文書による要求を受領後 60 日以内に、Site Scan アプリケーションに保存されたすべての顧客データを削除する（ただし、3DR は、バックアップ・ストレージ・システムまたはデバイスに保存された顧客データを削除する義務を負わない）。Site Scan 契約の以下の条項は、契約の終了または満了後も存続する。第 1.6 条、第 2 条、第 3.1 条、第 3.2 条（第 (a) 項のライセンス許諾を除く）、第 4 条（最終項のみ）、第 5.3 条および第 6 条。

6. 監査 3DR は、サブスクリプション期間または本契約の終了またはサブスクリプション期間の満了（延長なし）後 1 年間、何時でも、3DR が選択し、顧客が合理的に受け入れることができる独立した第三者監査人を、Site Scan プロパティのために顧客が購入した使用レベルに顧客が準拠していることを検証するために合理的に必要な範囲内で、顧客の記録を監査するために使用することができる。かかる監査は、顧客に合理的に受け入れられる時期に、1 年に 1 回を限度として実施されるものとする。顧客は、かかる監査に関連して監査人が合理的に要求する情報を監査人に提供することにより、当該監査に協力するものとする。監査人に対して顧客を代理して提供されるすべての情報および監査結果は、顧客の秘密情報とみなされるものとする。監査人は、監査を開始する前に顧客の標準的な秘密保持契約を締結することを要求されるものとし、監査に関する顧客の合理的な方針および手続きのすべてを順守することも要求されるものとする。顧客が Site Scan プロパティを過剰使用したと監査人が判断した場合、顧客は、該当する期間の過剰使用に対し、3DR のそ

の時点で有効な標準料率で支払うものとし、また監査人の費用も 3DR に弁済するものとする。

別紙 B

サクセスサービス

1. **サクセスサービスプラン** 顧客がサクセスサービスプランを購入する場合、顧客は、サブスクリプション期間中、前述のサービスに加えて、以下のサービスを受けるものとします。
 - (a) **電話サポート** 3DR は、認定されたサポート・チームによる問題解決支援のために、米国の休日を除く月曜から金曜の午前 7 時から午後 7 時（標準太平洋時間）までの間、認定ユーザーによる使用をサポートするものとする。このホットラインは、認定ユーザーのみが利用できる。
 - (b) **ハードウェアの交換** 3DR により製造され（Site Scan 契約に定義）、その後顧客のプレミアムサクセスサービスプランに基づき登録されたデータキャプチャ製品（3DR の裁量により、3DR が決定するオリジナル製品またはオリジナル製品と実質的に等価な異なる製品であってもよい）が、その正常な動作を妨げる方法で、顧客のプレミアムサクセスサービスプランのアカウントがクラッシュするかまたは損傷した場合、3DR は、顧客に代替のデータキャプチャ製品を提供する。ただし、本第 1 (b) 条に基づき当該年度中に 3DR が顧客に提供した代替のデータキャプチャ製品を交換する必要はないものとする。この交換サービスは、購入またはリースされた時に 3DR Site Scan ドローンに付随する限定保証に加えられ、限定保証に基づき欠陥のある 3DR Site Scan ドローンの交換は、プレミアムサクセスプランのサービスプランに基づく交換を受ける顧客の権利に影響を及ぼさない。
2. **除外** ハードウェアの交換に関する上記第 1 (b) 条に記載の場合を除き、3DR は、適用される問題が下記に起因する範囲において、本契約に記載されるサポートサービスを提供する責任を負わないものとする。(a) 顧客に提供された最新バージョン以外の Site Scan プロパティの顧客による使用で、顧客またはその代理人により変更されていないもの；(b) 3DR、その関連会社またはそれぞれの請負業者、ライセンサー、代理人もしくは供給業者により所有、支配または運営されていないインターネット接続またはその他のハードウェア、ソフトウェアもしくは機器の障害に起因する問題；(c) Site Scan プロパティ、その他の 3DR 製品の誤用、不正使用、過失または無許可の使用に起因する不適合；(d) Site Scan プロパティ、3DR Site Scan ドローン、その他の 3DR 製品との併用が企図されていない認定ユーザーまたはその他の第三者の製品、サービスもしくは機器に起因する問題；(e) Site Scan プロパティ、3DR Site Scan ドローン、その他の 3DR 認定の代理店以外の者による修正、補正、改訂または変更。明確を期すために、Site Scan アプリケーションに含まれるかまたはそれにより生成されるデータまたはデータ出力の使用またはそれに依存することは、顧客の単独の責任である。
3. **顧客の責任** 本契約に定めるサポートサービスを受領する条件として、顧客は、各認定ユーザーによる Site Scan プロパティの使用を確立し、該当するデータキャプチャ製品を登録する目的で、3DR の適用方針を遵守する。これには、(a) 3DR が認定ユーザーのアカウントを設定するために必要な情報を 3DR に提供すること、および (b) 該当する研修に参加する認定ユーザーを指定することが含まれるが、これらに限定されない。
4. **他のサービス** 本契約の範囲外の 3DR のサービスは、もしあれば、最低限、3DR のその時点で最新のコンサルティング／専門的サービス契約の締結および当該サ

サービスに対する 3DR のその時点で最新の料金の支払いを含め、3DR のその時点で適用される有効なサービス方針および手続きに基づき提供されるものとし、これに当該サービスの提供において発生した 3DR の合理的な費用および経費を加算するものとする。

5. **基本契約との関係** 3DR は、基本契約第 9 条の規定にかかわらず、本契約に記載する適用可能なサポートサービスを提供するものとする。

別紙 C

ハードウェア購入契約書

1. **権原、引き渡し** 本契約に基づき顧客が購入したハードウェアの権限および危険負担は、3DR が当該ハードウェアを顧客に引き渡した時点で顧客に移転するものとする。適用される注文書に別段の定めがない限り、当該引渡しは、工場渡し（インコタームズ 2010）の 3DR の施設とし、すべての出荷費用（出荷保険を含む）を顧客が支払うものとする。
2. **ファームウェア**
 - a. 適用される付随契約の条件に基づき、本契約に基づき顧客が購入するハードウェアに関して、3DR は、顧客に対し、当該ハードウェアに組み込まれたソフトウェアを、当該ソフトウェアのためのマニュアルと共に使用するための非独占的、譲渡不能（下記 (ii) 項で企図される場合を除き）、サブライセンス不能、永久的、取消不能、全世界を対象とするライセンスを供与する。ただし、顧客が当該ハードウェアをその意図された目的のために使用するために必要な範囲については、Site Scan プロパティ（Site Scan 契約に定義）（「ファームウェア」）を除く。ただし、(i) 顧客は、本契約に基づき、ファームウェアに基づくコピー、配布、実行、表示および派生物を作成する権利を有さないものとし、(ii) 顧客は、本契約に基づき、（かかるハードウェアの販売に関連するものを除き）第三者に対してファームウェアに関するライセンスを販売または供与する権利を有さないものとする。かかる場合、第 2 条に基づくライセンスは、本契約に記載の制限を前提として、購入者に移転されるものとする。
 - b. 顧客が 3DR の Site Scan™ ソフトウェアまたはアプリケーションに対するライセンスまたはアクセスを購入した場合にのみ、かつ、サブスクリプション期間（Site Scan 契約に定義）中に限り、3DR は、3DR のハードウェアの他の顧客が一般的に利用可能なアップデート版を、当該アップデート版が一般的に他の顧客に提供されるのと同じ形式および時期に、顧客に提供する。
3. **購入ハードウェアの保証** ハードウェア購入契約の付属書 1 の条件が適用されるものとする。ただし、3DR は、当該付属書に定める保証の違反に起因する第三者の申し立てに関して、基本契約第 8.a (i) 条に基づく義務を負わないものとする。

ハードウェア購入契約書付属書 1

購入ハードウェアの保証

ハードウェア購入契約の付属書 1 の条件に従い、(a) 3DR は、購入時に、保証対象製品が材料および仕上がりにより重大な欠陥がないことを、3DR 製造のドローン（「保証対象製品」）の当初購入者に保証する。(b) 購入日から 1 年以内、または適用法で要求されるより長い期間内に、材料または仕上がりにより重大な欠陥があるために通常の使用および条件下で保証対象製品が故障した場合、3DR は、当該欠陥に直接関係する部品または労務に一切の費用を負担することなく、当該欠陥を修理または交換する（3DR の選択による）。

本保証は、3DR または認定再販業者から直接保証製品を購入する顧客に対してのみ適用され、譲渡不能である。本保証は、異常な使用または状態、事故（衝突、破壊または火災を含むが、これらに限定されない）、改造または不適切な修理（3DR による場合を除く）を行った保証対象製品には適用されない。明確を期すために、本保証は、購入時点以降に下記のいずれかに起因する損害を含め、材料または仕上りの重大な欠陥以外の問題から当該損害が生じた場合、保証対象製品の損害を修理または交換することを 3DR に要求するものではない。(1) 湿気または極端な環境条件への曝露、(2) 3DR が明示的に承認していない付属品、ソフトウェア、その他の製品との併用、(3) 汚れ、砂、バッテリー漏れ、ヒューズの溶断、または電源の不適切な使用などの外部原因、または (4) 適用される法律、規則もしくは規制または本契約の条件に違反した保証対象製品の使用。

本保証に基づく 3DR の責任の範囲は、上記に定める修理または交換に限定される。3DR は、基本契約第 9 条の規定にかかわらず、本保証に基づく義務を順守するものとする。

別紙 D

ハードウェアリース契約書

1. リース

a. 本契約の条件に基づき、(i) 3DR (該当する場合、認定再販業者を通じて) は、リース期間 (以下に定義) 中、ハードウェアリース契約注文書に記載されるハードウェア (「リース対象ハードウェア」) を顧客にリースし、顧客はここに当該リースを受諾し、(ii) リース期間中、顧客は、リース対象ハードウェアを所有し、使用する独占的権利を有するものとする。ただし、顧客は、リース対象ハードウェアを顧客またはその関連会社自身の社内業務目的のためにのみ使用するものとする。

b. 両当事者は、本ハードウェアリース契約がリース対象ハードウェアの金融販売ではなく「真正なリース」を構成することを意図する。両当事者間において、本契約に基づく顧客の借地権を前提として、3DR は、常に、リース対象ハードウェアに関するすべての権利、権原および権益の唯一の所有者であり続けるものとし、リース対象ハードウェアの所有者に対して適用法に基づき認められる控除、担保、その他の税務上の便益を単独で請求する権利を有するものとする。3DR は、リース対象ハードウェアに関して予備的な UCC ファイリングを実行、またはその他の同様のファイリングを実行する権利を有するものとし、顧客は、3DR の事前の書面による同意なしに、当該リース対象ハードウェアに関する終了または訂正ステートメントを提出してはならない。

c. 顧客は、リース対象ハードウェアに関して先取特権または抵当権の設定を行わず、設定を許可しないものとする。明確を期すために、顧客は、本契約に基づき、リース対象ハードウェアで構成され、組み込まれ、または使用される製品またはサービスを第三者に販売、リース、その他提供する権利を有さない。

2. **保守** 適用される付随契約の条件に基づき (顧客が購入するサービスに関する場合を含む)、リース期間中、顧客は、リース対象ハードウェアを良好な動作状態に維持するものとし (通常の磨耗および疲労は除く)、必要な修理費用を含め、当該保守に関連するすべての費用に責任を負うものとする。

3. アップグレード

a. リース期間中、3DR がリース対象ハードウェアのアップグレード版 (「アップグレード」) を開発する場合、顧客は、3DR の標準アップグレード方針 (「アップグレード方針」) (随時 3DR により修正される) に従い、当該適格期間中、追加費用 (適用可能な出荷費用を除く) を課すことなく、当該アップグレードを受け権利を有するものとする。ただし、明確を期すため、3DR は本契約に基づきアップグレードを開発する義務を負わないものとする。

第 3.a 条に基づくアップグレードを受け取るために、顧客は、かかる適格期間中、3DR に書面で通知することによりアップグレードを要求するものとし、リース対象ハードウェアの旧バージョンを 3DR に返却するための適用手順を含め、アップグレード方針に基づき適用される手順を順守するものとする。

b. アップグレード方針に従い、該当する適格期間外においても、顧客は、3DR に書面で通知することにより、アップグレードをいつでも要求することができる。かかる要求に応じて、3DR は、顧客による追加料金の支払いを含め、3DR

が専らその裁量により決定する条件に基づき、顧客にアップグレードを提供することができる（ただし、その義務を負わないものとする）。

c. 3DR が、その独自の裁量により、顧客がリース対象ハードウェアを継続して使用するためにアップグレードが必要と判断する場合、3DR は、その旨を顧客に通知するものとし、顧客は、当該アップグレードを 3DR から受け入れ、リース対象ハードウェアの旧バージョンを 3DR に返却するための適用手順を含む、アップグレード方針に従って適用される手順を順守するものとする。

d. 3DR が第 3 条に基づき顧客にアップグレードを提供する範囲において、本契約で使用される「リース対象ハードウェア」という用語は、(i) 当該アップグレードが顧客に引き渡された時点以降の当該アップグレードを含むものとし、(ii) 当該旧バージョンが 3DR に返却された時点以降の 3DR に返却された以前のバージョンのリース対象ハードウェアを除外するものとする。

4. **危険負担、引渡し** リース対象ハードウェアの危険負担は、3DR がリース対象ハードウェアを顧客に引き渡した時点で、顧客に移転するものとする。適用される注文書に別段の定めがない限り、当該引渡しは、3DR 施設の工場渡し（インコタームズ 2010）とし、顧客がすべての出荷費用（出荷保険を含む）を支払うものとする。ただし、アップグレードの引渡しは、ハードウェアリース契約書第 3 条およびアップグレード方針に従って行われるものとする。

5. **ファームウェア** 適用される付随契約の条件に基づき、リース対象ハードウェアに関して、3DR は、ここに、顧客に対し、リース期間中、リース対象ハードウェアに組み込まれたソフトウェアを、当該ソフトウェアに関する文書とともに使用する非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能、世界的ライセンスを供与する。ただし、顧客がハードウェアリース契約に従って意図された目的のためにリース対象ハードウェアを使用するために必要な範囲において、Site Scan プロパティ（Site Scan 契約に定義される）（「ファームウェア」）を除く。ただし、(a) 顧客は、本契約に基づき、ハードウェアリース契約に従ってリース対象ハードウェアをその意図された目的のために、ファームウェアに基づきコピー、配布、実行、表示および派生物を作成する権利を有さないものとし、(b) 顧客は、本契約に基づき第三者に対してファームウェアに関するライセンスを販売、リースまたは供与する権利を有さないものとする。リース期間中、3DR は、一般に 3DR のハードウェアの他の顧客に提供されるファームウェアのアップデート版を、当該アップデート版が他の顧客に提供されるのと同じ形式および時期に、顧客に提供するものとする。

6. **リース対象ハードウェアの保証** ハードウェアリース契約の付属書 1 の条件が適用されるものとする。ただし、3DR は、当該付属書に定める保証の違反に起因する第三者の申し立てに関して、基本契約第 8.a (i) 条に基づく義務を負わないものとする。

7. **リース期間、リース対象ハードウェアの購入または返却**

a. 「リース期間」とは、ハードウェアリース契約注文書の日付に始まり、サブスクリプション期間（Site Scan 契約に定義）の満了（延長なし）に終了する期間を意味する。ただし、顧客が該当する契約更新通知（Site Scan 契約に定義）に定めるリース延長料金を支払わない限り、サブスクリプション期間の延長に関連してリース期間は延長されないものとする。

b. 本契約の終了またはリース期間の満了（延長なし）と同時に、顧客がリース対象ハードウェアの購入を希望する旨を書面で3DRに通知する場合、両当事者は、該当する購入価格について協議し、相互に合意する場合、当該購入に関する注文書を作成することができる（ただし、ハードウェア購入契約第3条に定める保証は、リース対象ハードウェアの購入には適用されない）。

c. 本契約の終了またはリース期間の満了（延長なし）後30日以内に、3DRおよび顧客が顧客のリースハードウェアの購入に関する注文書を作成しない限り、顧客は、リース・ハードウェアを、良好な動作状態（通常の磨耗および疲労を除く）で、3DRの返却指示に従って、顧客がすべての返却送料を支払うとともに、3DRに返却するものとする。

d. 3DRが利用できるその他の権利または救済を制限することなく、何らかの理由で顧客が本契約により要求されるとおりにリース対象ハードウェアを3DRに返却できない場合、3DRは、要求または通知を行うことなく、リース対象ハードウェアを再所有する権利を有するものとし、顧客は、かかる再所有に関連して3DRが被った費用を3DRに弁済するものとする。

ハードウェアリース契約書付属書 1

リース対象ハードウェアの保証

ハードウェアリース契約の付属書 1 の条件に基づき、(a) 3DR は、顧客に引き渡し次第、リース対象ハードウェアに材料および仕上がりに重大な欠陥がないことを顧客に保証し、(b) リース期間中いつでも、リース対象ハードウェアが材料または仕上がりに重大な欠陥があるために通常の使用条件下で故障した場合、3DR は (3DR の裁量により) 当該欠陥を修理または交換し、当該欠陥に直接関連する部品または労務を無償で修理または交換する。

本保証は、顧客にのみ適用され、移転または譲渡することはできない。本保証は、リース対象ハードウェアが異常な使用または状態、事故（衝突、破壊または火災を含むが、これらに限定されない）、改造または不適切な修理（3DR による場合を除く）を受けた場合には適用されない。明確を期すために、本保証は、リース対象ハードウェアに対する損傷を修理または交換することを 3DR に要求するものではない。ただし、当該損害が、リース対象ハードウェアを顧客に引き渡した後、下記のいずれかに起因する損害を含め、材料または仕上がりの重大な欠陥以外の問題に起因する場合はこの限りではない。(1) 湿気または極端な環境条件への暴露；(2) リース対象ハードウェアを、3DR により明示的に承認されていない付属品、ソフトウェアまたはその他の製品と併用すること；(3) 汚れ、砂、バッテリー漏れ、ヒューズの溶断、または電源の不適切な使用などの外部原因；(4) 適用される法律、規則もしくは規制または本契約の条件に違反してリース対象ハードウェアを使用すること。

本保証に基づく 3DR の責任の範囲は、上記に定める修理または交換に限定される。3DR は、基本契約第 9 条の規定にかかわらず、本保証に基づく義務を順守するものとする。